

厚木市水源の森整備計画(素案)

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1 計画策定の背景	1
(1) 本市を取り巻く社会や環境の変化	1
(2) 本市におけるこれまでの取組	1
1-2 計画策定の基本的な考え方	2
1-3 対象とする森林	2
1-4 計画期間	2
1-5 位置付け	2
第2章 市の森林・林業の現状	3
2-1 市の概要	3
(1) 地勢	3
(2) 本市の自然	3
2-2 森林・林業の現状	4
(1) 森林の分布状況	4
(2) 森林整備の状況	7
(3) 森林空間利用の状況	9
(4) 森林被害の状況	12
(5) 林業経営の動向	13
2-3 森林の整備・保全に関する取り組み状況	15
(1) 荒廃した人工林の整備	15
(2) 林業就業者の確保と育成	15
(3) 木材利用の推進	15
(4) 効果的な施業の推進	18
(5) 害獣対策	18
(6) ハイキングコース等の周辺環境整備	19
(7) 市民参加、企業参加	19
(8) 森林情報のデータ整備	21
第3章 森林・林業をめぐる市の現状と課題	22
3-1 森林整備に係る現状と課題	22
3-2 環境を視点とした森林について	22

3-3 森林との接点づくりについて	22
-------------------------	----

第4章 目指す森林・林業の姿..... 23

4-1 基本理念.....	23
---------------	----

4-2 森林の整備区域の考え方	23
-----------------------	----

4-3 森づくりの基本方針	25
---------------------	----

(1) 共通方針：持続可能な財源の確保	25
---------------------------	----

(2) 森林の将来像を見据えた再生と更新の森づくり	25
---------------------------------	----

(3) 暮らし・安全・利用と一体となった森づくり	25
--------------------------------	----

(4) 環境変化に対応できる森づくり	25
--------------------------	----

(5) 森林や木材とのふれあいを通じた森づくり	25
-------------------------------	----

第5章 基本施策

5-1 施策の体系.....	26
----------------	----

5-2 方針ごとの基本施策	27
---------------------	----

(1) 共通方針：持続可能な財源の確保	27
---------------------------	----

(2) 基本方針Ⅰ：森林の将来像を見据えた再生と更新の森づくり	27
---------------------------------------	----

(3) 基本方針Ⅱ：暮らし・安全・利用と一体となった森づくり	29
--------------------------------------	----

(4) 基本方針Ⅲ：環境変化に対応できる森づくり	31
--------------------------------	----

(5) 基本方針Ⅳ：森林や木材とのふれあいを通じた森づくり	33
-------------------------------------	----

5-3 各施策の財源.....	34
-----------------	----

第6章 計画目標と進行管理

6-1 計画目標.....	34
---------------	----

6-2 計画見直し方針	34
-------------------	----

6-3 推進体制および進行管理.....	34
----------------------	----

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の背景

(1) 本市を取り巻く社会や環境の変化

本市の森林は、人々の生活の中で利用される里山から、林業等の産業活動に利用される循環林、そして水源林等の多様な役割を担っています。近年の気候変動が深刻化する中で、森林による水源涵養機能や災害防止機能等の恩恵は、安心安全な市民生活を守る上でより欠かせないものとなっています。

林野庁が新たに公表した「森林林業基本計画」では、森林の循環利用による林業・木材産業の持続的な発展と、国土保全や生物多様性保全、脱炭素社会の実現など森林の多面的機能の発揮を基本的な方向性として示しています。

さらに、神奈川県が平成 19 年度から進めてきた「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」が令和 8 年度に終了し、令和 9 年度から 20 年間の新たな計画となる「かながわ水源環境保全・再生基本計画」がスタートします。この計画の中で、神奈川県は「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保」を目的とした取組を推進することとしています。

こうした状況の中、国や県の動向も踏まえながら、本市の森林の多面的機能を将来にわたり持続的に発揮させていくことが求められています。

(2) 本市におけるこれまでの取組

本市では、森林の荒廃防止と多面的機能の維持・確保を目的に、平成 23 年 3 月に森林再生・整備の指針として「元気な森づくり整備計画（以下、「過年度計画」という。）」を策定し、令和 8 年度をもって満了しました。

過年度計画では、県が中山間地域を中心に進めてきた水源施策に基づき、人工林を中心に荒廃した森林の整備に重点を置いた取組を推進してきたため、多くの人工林の手入れがされてきました。そのため、今後の森林整備では、手入れがされてきた人工林の保全と、私たちの生活に密接な里山林に重点を置いた保全と再生のステージへと移行しています。

こうした背景から、これまで進めてきた市内森林に対する取組状況を踏まえ、社会や環境を取り巻く状況の変化や新たな県の水源施策等との整合を図りながら、市が求められる森林の在り方を整理した新たな計画として「厚木市水源の森整備計画」を策定します。

1-2 計画策定の基本的な考え方

水源施策等で進めてきた市内森林の現状を踏まえ、過年度計画の成果と課題を検証し、将来目指すべき森林の在り方を示します。また、その将来像を実現するための具体的な森林整備・保全の手法と実施すべき区域等を整理し、森林の水源再生施策等を推進するほか、森林の利用・活用についても、市民、企業との関りや木材等の利活用などの取組も進める計画とします。

1-3 対象とする森林

神奈川地域森林計画で定められた市内民有林2,428ha（令和8年4月1日現在）

1-4 計画期間

本計画は、令和9年度から令和18年度の10年間を一期とします。また、本市の森林施業等に係る指針の厚木市森林整備計画と合わせて、5年ごとに進捗評価と計画の見直しを行います。

1-5 位置付け

本計画は、法定計画の「神奈川地域森林計画」、「厚木市森林整備計画」を補完する、森林・林業分野に関する独自計画であり、上位計画の「第11次厚木市総合計画」、関連計画の「第6次厚木市環境基本計画」、「厚木市里地里山保全等促進計画」、神奈川県「かながわ森林再生50年構想」、「かながわ水源環境保全・再生基本計画」等との整合を図っています。

【イメージ図】

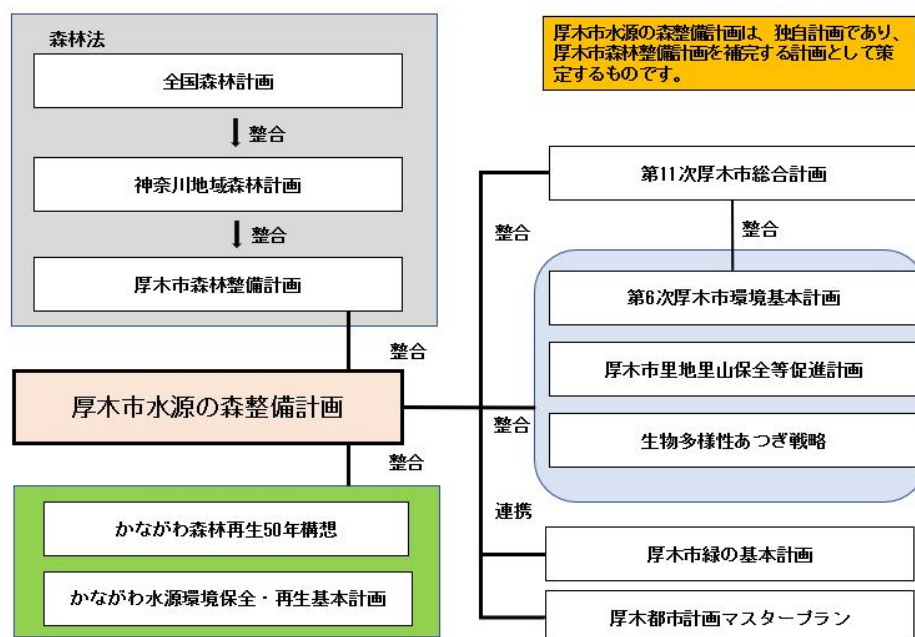


図 1 厚木市水源の森整備計画の位置付け

第2章 市の森林・林業の現状

2-1 市の概要

(1) 地勢

本市は、神奈川県中央部に位置しています。西は大山を境に秦野市、西から北にかけては愛甲郡清川村、愛川町、北から東にかけては相模川を挟んで相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町、南は平塚市、伊勢原市に接しており、市域面積は 93.8km² となっています。

山中湖を源とする相模川の右岸に開けた扇形の地形で、丹沢山系から構成される北西部の丘陵部から、南東に向かって緩やかに開けた平野部まで、変化に富んだ地形を有しています。



図 2 本市の位置

(2) 本市の自然

本市は、丹沢山系の東麓に位置し、市域の北西部には豊かな森林が広がるとともに、市の中央部を相模川が流れ、中津川や小鮎川などの河川、里地里山、農地、市街地の緑地が一体となって多様な自然環境を形成しています。

本市には動物 5,701 種、植物 1,766 種の生息・生育が確認されており、多様な生物相を有していることが分かっています。一方で、「厚木市レッドデータブック」には、絶滅のおそれのある種として動物 234 種、植物 77 種の計 311 種が掲載されています。

トピックス

2022 年の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までに陸域及び海域の 30% 以上を保全する「30by30 目標」が掲げられました。これを受け、国内では「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、30by30 目標の達成に向けた取組を推進しています。

本市においても本市の豊かな自然やその恵みを将来に継承していくため、「生物多様性あつぎ戦略」を策定し、取り組みを進めています。



生物多様性あつぎ戦略
2024-2030

2-2 森林・林業の現状

(1) 森林の分布状況

1) 樹種構成の傾向

本市の森林面積は 2,633ha で、総面積の約 28%を占めています。そのうち、計画対象森林面積は 2,428ha で、樹種別にみると、広葉樹の割合が最も高く、64.8%（1,574.16ha）を占めています。一方、針葉樹は 29.9%（725.27ha）で、スギ、ヒノキ、マツ、その他針葉樹に分類されます。

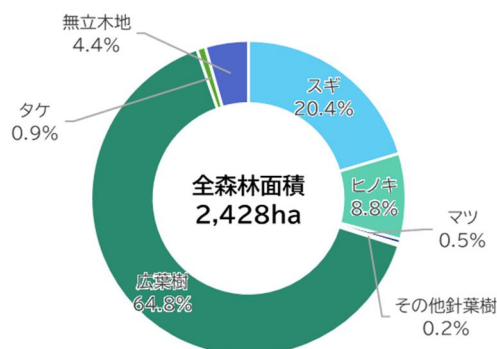


図 3 樹種別の森林面積割合¹

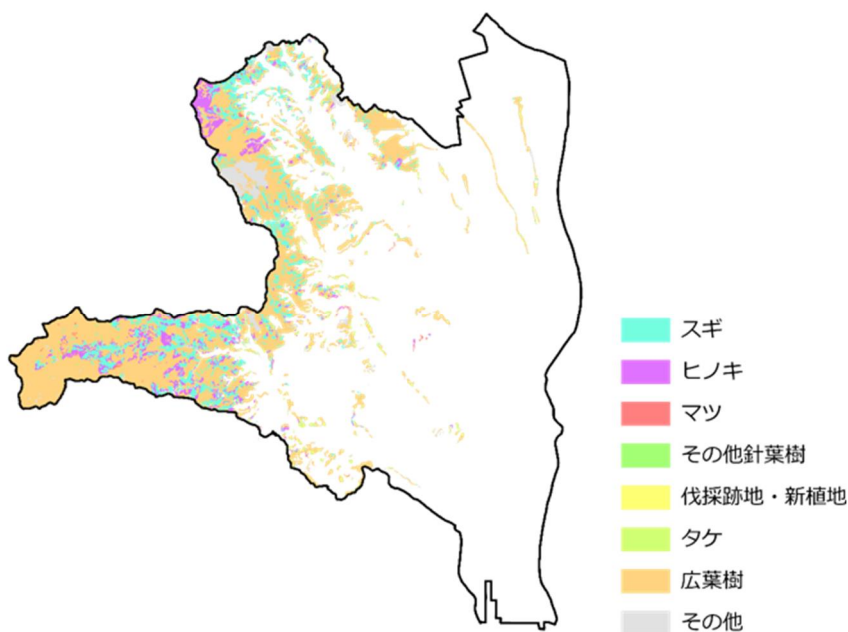


図 4 樹種別の森林分布²

¹ 神奈川地域森林計画書(令和8年変更)より作成

² 令和 7 年度神奈川県森林資源解析成果より作成(スギ、ヒノキ、マツには広葉樹との混交林含む)

2) 齢級

令和4年時点の人工林（719.74ha）の齢級構成をみると、主伐期を迎えた10齢級以上（46年生～）が84.9%の611.1haを占めている一方、4齢級以下の若齢林は0.8%の5.42haのみとなっています。本市では、スギは40年、ヒノキは45年を標準的な伐採時期に設定しています。また、県の定めた水源の森林エリア内では、公益的機能の発揮を目的に、伐期齢の下限をスギで50年、ヒノキで55年としています。

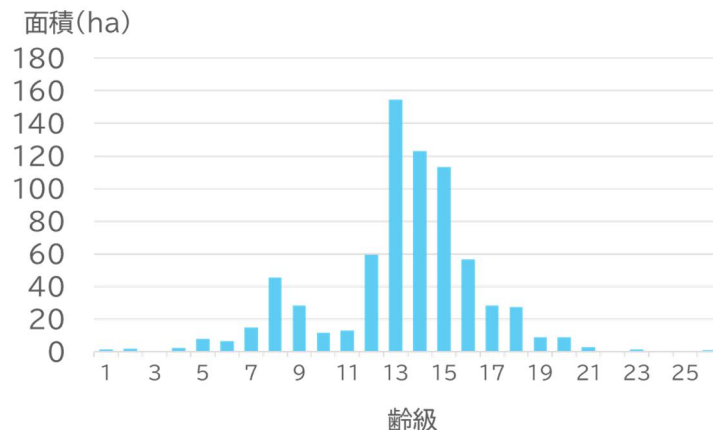


図5 人工林の齢級構成³



課題

本市では伐期を過ぎた人工林が8割以上を占めており、本格的な利用期に来ています。木材生産を目的とした森林では主伐、再造林を促進し、「伐る・使う・植える・育てる」の循環利用の体制を確立することが課題です。

また、かつて薪炭林として利用されていた里山の広葉樹林においては、高齢級化が進むことでナラ枯れなどの病虫害の被害が生じやすく、倒木などの危険があり、若返りを図ることが求められます。また、繁茂した竹林整備や見通しの悪い二次林の整備を行い、鳥獣害の緩衝帯としての機能を発揮させることやレクリエーションなどの活動の場として、新たな利用を検討することが課題です。

³ 令和4年度樹立時点の森林簿より作成

3) 所有形態別の分布

本市には国有林がなく、すべての森林が民有林です。このうち、個人有林が 64.5% (1,570.62ha) を占め、共有林が次に多くなっています。また、一部の森林は、神奈川県が地上権や所有権を有している承継分収林・環境保全分収林、あるいは水源林協定林・育林協定となっています。

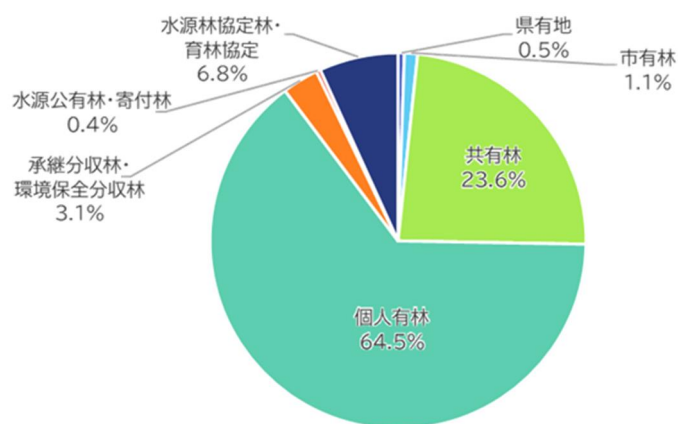


図 6 所有形態別の森林面積割合⁴

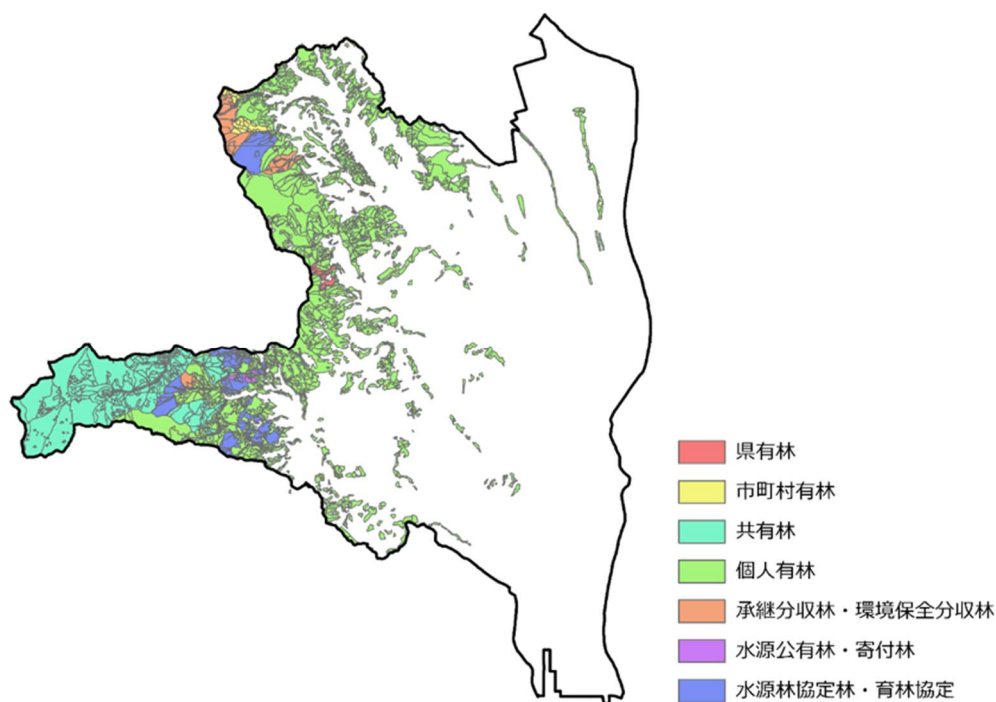


図 7 所有形態別の森林分布⁵

⁴ 令和 4 年度樹立時点の森林簿より作成

⁵ 令和 4 年度樹立時点の森林簿より作成

(2) 森林整備の状況

1) 水源環境保全・再生施策の対象地域での保全状況

① 水源の森林エリア（約 17 00ha）

神奈川県では「かながわ水源環境保全・再生施策大綱（2005～2026）」に基づき、5 か年の実行計画を実行し、2026 年度までに 4 期が終了しました。実行計画に示された 11 事業のうち「水源の森林づくり事業の推進」では、県が設定した水源の森林エリアの私有林に対して公的管理・支援を行ってきています。

本事業では、表 1 に示す手法により森林整備が行われてきました。

表 1 水源の森林づくり事業⁶

No.	事業の種類	概要	厚木市内での対象面積 (ha)※概数値
1	協力協約	森林所有者が行う森林整備の経費の一部を助成	256.8 ha
2	長期施業受委託	森林組合等が森林所有者から森林を預かって行う森林整備・管理の経費の全部または一部を助成	
3	水源協定林	森林所有者との協定（借り上げなど）により、森林を整備	確保地：78.8 ha 水源協定林：165.1h
4	環境保全分収林 （承継分収林）	木材生産目的の分収契約を変更し、より公益的機能の高い森林を目指して整備	32.32 ha （承継分収林を含めると 76.1ha）
5	水源分収林	森林所有者との分収契約	—
6	買取り	水源立木林および水源公有林	8.8 ha
7	寄付林		

※面積集計は、GIS 上でのポリゴン面積の合計値（ha）

上記の他に、県が造林・管理を行っている県営林（県行造林）は 2 3 0.4 ha あります。

② 地域水源林エリア(約700ha)

県が指定した地域水源林エリア内の私有林・市有林において、市町村が主体となって水源林の整備を実施しています。あわせて、エリア内の高齢級森林の間伐を所有者が実施する場合に、県から助成が行われてきました。

表 2 地域水源林整備事業⁷

No.	事業の種類	概要	厚木市内での対象面積(ha)※概数値
1	私有林の確保・整備	市町村が実施する私有林の確保・整備	161.13
2	市有林の整備	県内水源保全地域の市町村有林の整備	50.32
3	森林所有者が実施する高齢級間伐への助成	森林所有者等が行う高齢級間伐に対し助成	—

2) その他の施業実施状況

神奈川県では、「1) 水源環境保全・再生施策」に示した事業の他に、森林所有者や森林組合などが行う造林や保育に必要な経費の一部を補助しています。厚木市内において、神奈川県造林補助事業の補助を受けて H25～R7 年度に森林整備が行われた面積の推移を表 3 に示します。

表 3 市内で造林補助申請により施業が行われた面積の推移

実施年度	施業種別面積(ha)		
	間伐	造林	保育
H25	7.09		6.76
H26	11.69		10.73
H27	8.52	5.1	7.71
H28	1	22	0.9
H29	9.12		0.66
H30	2.52		2.53
R1		0.43	
R2		0.69	0.43
R3	1.06		0.84
R4	1.46	0.21	
R5	3.67	0.71	0.19
R7	3.15		
総計	45.61	29.14	30.75

3) 森林の健全度

神奈川地域森林計画によると、神奈川県内の全森林に占める、おおむね 10 年以上手入れが行われていない森林の割合は、平成 15 年度の 59%から令和 2 年度の 23%まで減少しました。一方、5 年以内に手入れが行われた森林の割合は、平成 15 年度の 17%から令和 2 年度の 60%まで増加しました。



課題

神奈川県の水源協定林、分収林等においては、公的な支援に基づく森林整備が行われてきましたが、契約期間終了後は所有者による管理が必要となります。あわせて、地域水源林として整備を進めてきた森林についても、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」がいったん終了します。

一方で、県の評価では、森林整備が着実に進んでいるものの、今後手入れが必要とされる森林も一定数あることから、公益的機能の持続的発揮のために、今後も管理が必要な森林の把握や、これらに対する整備体制や財源の確保が課題となっています。

(3) 森林空間利用の状況

本市は丹沢山系を有しており、登山やハイキングなどを目的として県内外から多くの利用者が訪れています。本市の森林空間は、観光・交流の促進や市民の健康増進に資する重要な地域資源となっています。

1) 森林公園、体験施設

市内には、七沢森林公園（県営）、飯山白山森林公園（市立）、七沢自然ふれあいセンター（市立）、あつぎこどもの森公園などがあり、ハイキングコースの整備や市内の小中学生を対象とした環境教育の機会を提供しています。また、県立七沢森林公園や自然環境保全センターも、市民だけでなく県内外の多くの方が森林に触れることのできる施設として活用が進んでいます。



飯山白山森林公園



ふれあいセンター

2) セラピーロードとセラピー基地

森林浴とは、温泉浴や海水浴、日光浴になぞらえて林野庁が提唱した考え方で、森林に親しみながら、心と体をリラックスさせる方法です。このような効果があることを科学的な根拠に基づいて実証し、認定された道はセラピーロードと呼ばれます。また、こうしたセラピーロードが2本以上あり、健康増進やリラックスを目的とした包括的なプログラムを提供している地域はセラピー基地の認定を受けることができます。

厚木市約 1,500ha の森林が森林セラピー基地に認定されており、宿泊施設や病院、森林公園やキャンプ場などの様々な施設が点在しています。「二の足林道」「鐘ヶ嶽ハイキングコース」「城山巡礼峠ハイキングコース」がセラピーロードに認定されており、東丹沢七沢温泉郷や飯山温泉郷などと合わせて、多くの方に親しまれています。



森林セラピー体験

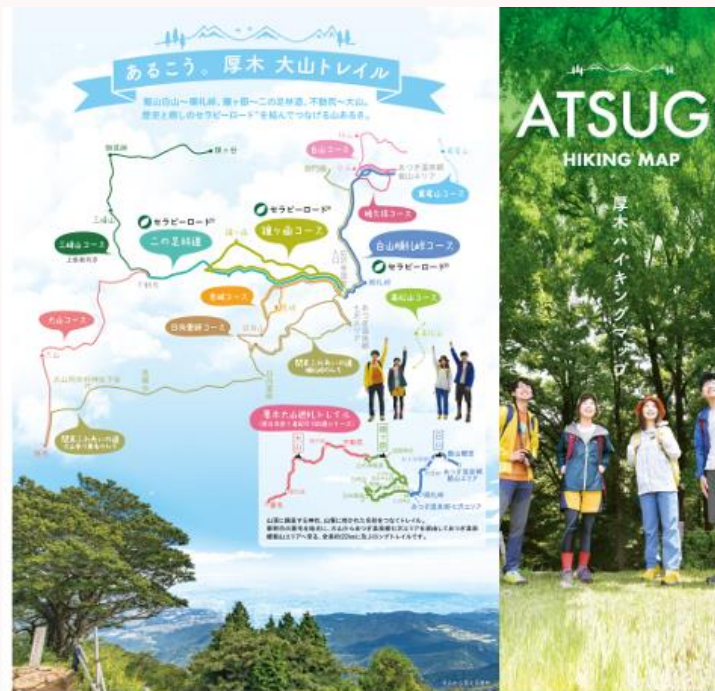


白山順礼峠ハイキングコース

トピックス

全国では今、森林を木材生産の場としてだけでなく、健康づくりや学び、交流の場として活用する取組が広がっています。国も、令和7（2025）年に策定した「地方みらい共創戦略」の中で、森林空間を活用した新たな地域づくりである「森業（もりぎょう）」を推進しています。森林浴や自然体験、環境学習、企業研修などを通じて、森林の魅力を生かしながら地域の活性化につなげようという取組です。

本市においても、厚木ハイキングマップの作成や森林セラピー事業の展開など、森林資源の魅力発信と利活用の促進に取り組んでおり、森林を活用した地域活性化を進めています。



厚木ハイキングマップ



課題

本市は、都心から近くセラピーロードや森林公園など森林体験のための様々な施設が整備されており、こうした森業の推進の基盤が十分に整っていると言えます。一方、市民モニターに対する調査においては、森林体験を行うにあたり「クマとの遭遇が怖い」「ヤマヒルがいる」ことを懸念を感じる声も聞かれています。

県内外の方々に安心して森林と親しむことのできる環境整備と広報活動を通じ、本市の森林を活用し、地域活性化につなげることが、課題となっています。

(4) 森林被害の状況

1) ニホンジカの生息状況

神奈川県では、「ニホンジカ管理計画」に基づき、毎年ニホンジカの生息密度を定点調査しています。本市においては、各調査個所の生息密度の推移は近年減少傾向にあります。

		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区		調査区			
--	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	--	--

2) クマの目撃件数

神奈川県では、丹沢山系のツキノワグマを絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類）に指定しており、推定生息数が約 80 頭と非常に少ないため、保護動物となっております。神奈川県では、主に県西部から県央部にかけて、クマの出没や痕跡が確認されており、丹沢山系の東縁部に位置する厚木市においても、毎年少数ではありますが、クマ目撃件数が数件、報告されています。

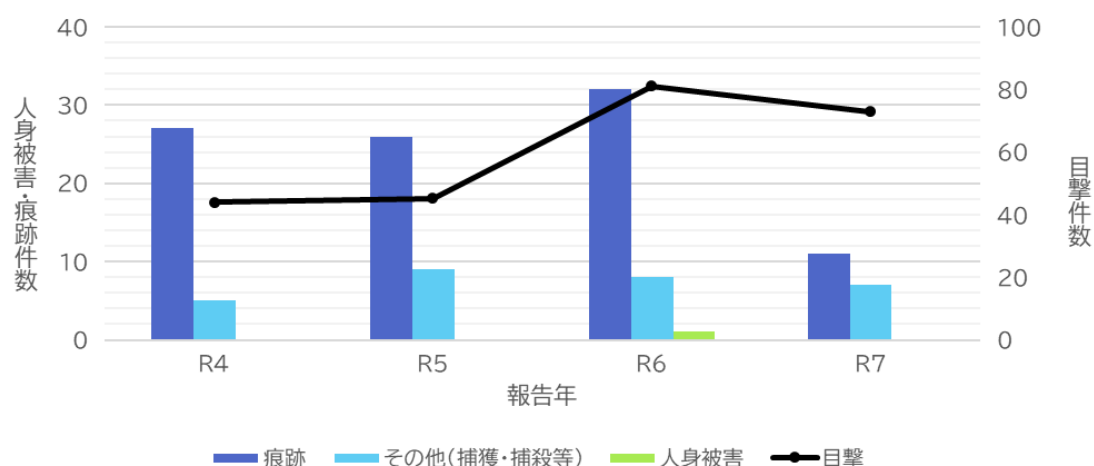


図 8 神奈川県におけるツキノワグマの出没状況⁸

3) ナラ枯れ被害

カシノナガキクイムシという昆虫が媒介するナラ菌が引き起こすナラ類の枯死被害が市内でも確認されており、特に本市では枯死した被害木が倒木、落枝などによって人身または家屋などに被害を及ぼす危険のあるものを対象に、伐採の補助を行ってきました。これまでの実績では、ハイキングコースを中心に伐採が行われています。

R3～R6 年にかけての実績は以下の通りです。

⁸ 県内におけるツキノワグマの目撃等情報(神奈川県 HP)

表 4 森林環境譲与税を活用したナラ枯れ対策の実績（R3～R6）⁹

年度	地区	実績
R3	荻野地内	立木燻蒸 24 本 樹幹注入 228 本 伐採 25 本
R4	鳶尾地内	伐採 89 本 樹冠注入 268 本
R5	鳶尾・愛名・飯山	伐採 108 本
R6	飯山	伐採（44 本） 被害木枝落とし（1 本）



課題

本市の市街地や集落に近接する森林の多くは、広葉樹二次林です。かつては薪炭林として利用・管理が行われていましたが、現在は整備が行われず、藪化も進行しています。こうした森林は見通しが悪くなり、シカやイノシシ、クマ等が隠れられる環境となります。あわせて、ナラ枯れは高齢・大径化したナラで発生しやすく、枯死した立木が倒れるなどして、人や建物への被害が生じるリスクがあります。

こうした藪化、高齢化した広葉樹林分の整備体制の確保が課題です。

(5) 林業経営の動向

1) 林業労働力

本市の林業就業者数は、平成 27 年度に一度減少しましたが、令和 2 年度にかけて増加し、増加率は 67% となっております。また、年齢別にみると、20 歳から 49 歳の若手の割合も増えています。

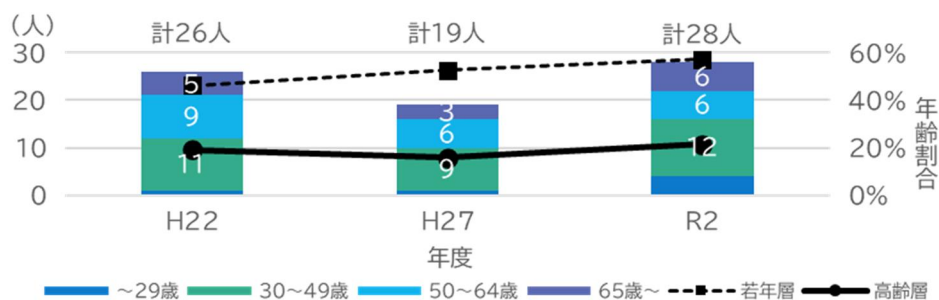


図 9 本市における年齢別林業就業者数の推移（15 歳以上）¹⁰

⁹ 森林環境譲与税決算状況一覧（厚木市 HP）、みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略 2024-2030～令和 6 年度取組結果について

¹⁰ 国勢調査 産業等基本集計

2) 林業経営体数

本市の林業経営体数は、神奈川県農林業センサスによると、平成27年度の10団体から令和2年度の13団体に増加しています¹¹。農林業センサスの定義では、「林業経営体」に該当する経営体には、数haの山林を保有し施業は他者に任せているような小さな林家から、山林を保有し自ら整備も実施する事業体まで、様々な規模・形態の経営体が含まれます。本市においては、森林経営計画を策定し、市内で森林整備を行っている事業体は厚木市森林組合のみとなっています。

3) 森林経営計画の策定面積

森林経営計画とは、森林の所有者や経営を任された事業者が一定のまとまりを持った森林を対象に、森林の施業および保護について計画するものです。本市内でも厚木市森林組合が森林経営計画を樹立し、計画的に森林経営を行っています。

4) 素材生産量の推移

本市で森林経営計画に基づき行われている素材生産量の推移は、表5に示す通りです。生産された木材は、主に製材業者との直接取引の他、木材市場などへ出荷されています。

表5 本市における素材生産量の推移¹²

年度	R3	R4	R5	R6	R7
素材生産量	874m ³	2567m ³	2,002m ³	1674m ³	2605m ³



課題

本市には森林整備を受託して行っている事業者があり、林業就労者数も徐々に増えています。一方で、全国的に見ても林業の担い手は不足している状況にあります。

また、本市には、これまで県の協定林制度等により公的支援を受けながら整備が進められてきた個人有林が多数存在しており、今後は協定期間の終了に伴い、森林所有者による管理が順次求められることとなります。

このような森林が将来にわたって適切に管理されるためには、林業の担い手の確保・育成を図るとともに、施業地の集約化を推進し、効率的な森林施業を実施できる体制を整備するなど、持続的な森林経営を支える基盤づくりを進めることが課題となっています。

¹¹ 農林業センサス神奈川県結果報告

¹² 厚木市森林組合に対する聞き取り値

2-3 森林の整備・保全に関する取り組み状況

本市では、過年度計画で掲げた重点施策を軸として、森林の整備や保全に関する取り組みを進めてきました。令和 7 年度時点までの取組成果は、以下の通りです。

(1) 荒廃した人工林の整備

荒廃した人工林の法正林化については、県の水源施策を踏まえ、間伐を中心に行い、混交林化を進め、荒廃した人工林の再生を進めてきました。

(2) 林業就業者の確保と育成

過年度計画では、神奈川県や森林組合などが開催する講習会や研修会への支援を通じて、森林整備の担い手の確保と育成を目指しました。神奈川県が主催している研修会「かながわ森林塾」への支援により、平成 27 年度から令和 7 年度にかけて、本市の林業経営体数と林業就業者数は増加しています。

(3) 木材利用の推進

過年度計画では、森林整備の活発化に伴い増大する木材資源を有効活用するため、木材の地産地消、木育、木質バイオマスの利用の推進を図りました。

令和 4 年度以降、森林環境譲与税を活用しながら厚木市産材の利用促進に取り組み、新生児の生まれた家庭への誕生祝い品の贈呈や、市内小中学校への児童天板机、作業台、作業椅子の交換を行いました。また、市内公民館の内装木質化も進め、幼児や児童、市民の方が身近に木に触れる機会の創出を図ってきました。

表 6 木材利用の推進のための実施項目とその実績値

実施項目	実績値				
	～R3	R4	R5	R6	R7
誕生祝い品の贈呈（人）	－	441	432	705	593
児童机天板の送付（台）	－	136	150	130	150
作業台の送付（台）	－	9	15	15	15
作業椅子の送付（台）	－	30	30	30	30
内装木質化（棟）	4	－	2	1	1



誕生祝い品（積み木）



小学校学習机天板交換



公民館の木質化

一方、木質バイオマスについては、間伐材の搬出に係るコストが高く、安定した資源量の確保が難しいなどの理由から、再生可能エネルギーとしての代替は難しく、現状では木質バイオマスの導入はほとんど進んでいません。

トピックス

木材は、炭素を貯蔵し続けることから、脱炭素社会の実現に貢献する資源として注目されています。森林を適切に整備し、その木材を暮らしやまちづくりに活かす「森林資源の循環利用」が全国で進められています。



図 10 森林資源の循環利用

国は令和 3（2021）年に「都市（まち）の木造化推進法」を施行し、公共施設だけでなく、オフィスや店舗など民間建築物を含めて木材利用を推進しています。

本市でも「厚木市木材利用推進方針」を策定し、市内における建築物等で県産木材の利用を促進するための方針を定め、特に市が行う公共建築物の整備では積極的に県産木材等による木造化、木質化を進めることとしています。

市民モニターに対する調査では、地域産（神奈川県産・厚木市産）材の利用に高い関心があることが明らかになっていますが、「厚木市では地域産木材利用が進んでいないと感じる」という声も多くありました。

課題

現在、市内における素材生産量は搬出促進のための補助金などにより、以前と比較し多くなってきましたが、継続的な搬出量を確保していくことが必要です。今後は主伐の進展などにより木材供給量の増加も見込まれますが、そのためにも循環林整備を行い、長期施業受委託等による計画的な整備を継続していくことが大事です。

また、公共施設等の木質化や木製品の活用を通じて、地域産材を身近に感じる機会を創出し、地域産材の利用に関心を持つ市民や事業者の需要を取り込みながら、地域内での木材利用・流通の拡大を図ることが課題となっています。

(4) 効果的な施業の推進

過年度計画では、採算の取れる林業活動を展開させるため、施業の低コストに必要な高性能林業機械の導入支援や施業の集約化の促進を目標に掲げました。高性能林業機械については、森林環境譲与税を活用しながら、導入事業体への補助を行いました。

表 7 高性能林業機械の導入支援実績値

高性能林業機械導入支援数	実績値			
	R4	R5	R6	R7
事業体（数）	1	1	1	1
レンタル（台数）	5	7	10	6
購入（台数）	－	－	1	－

(5) 害獣対策

過年度計画では、シカの食害により再造林や適切な森林整備に支障が及ぶのを防ぐため、侵入防止柵の設置、点検、補修や、捕獲による個体数調整の実施を目指しました。

神奈川県では、ニホンジカの食害による自然植生の退行や農林業被害を減らすため、「ニホンジカ管理計画」を定め、個体数の調整や生息環境の整備、防護柵の設置などの被害対策を進めています。

市内森林においては、県による民間委託やワイルドライフレンジャーによる個体数調整を行っており、シカの捕獲数は、年変動がありますが、おおむね横ばい状態です。

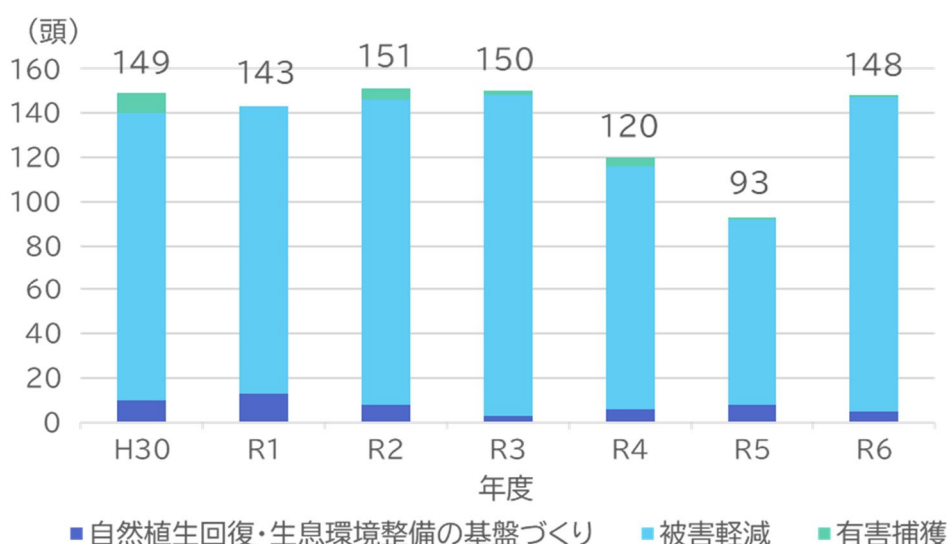


図 11 本市におけるシカ管理捕獲頭数¹³

¹³ 神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画(実績編)H30～R6



課題

市内では害獣の捕獲数は横ばいであり、依然としてシカによる下層植生や幼木への食害等の被害のリスクが高い状態が続いています。このため、害獣対策の継続が課題となっています。

(6) ハイキングコース等の周辺環境整備

過年度計画では、観光や地域振興への取り組みとして、ハイキングコースの眺望確保やハイカーの誘致等を計画していました。これまでに、観光協会や関係団体等と連携し、コースの整備や清掃、草刈りなどを行い、ヤマビル対策を実施したほか、コース沿いのナラ枯れ被害木の伐採を行うなどして、周辺環境整備を行っています。

(7) 市民参加、企業参加

過年度計画では、森林が持つ多面的機能や森林保護の重要性に対する市民の意識向上を目指し、森林整備への市民や企業の積極的な参加も図りました。

1) 森づくり体験教室

本市と厚木市森林組合は、「森林づくり体験教室」を毎年実施しており、令和4年度以降の参加者数は延べ199人となっています。



間伐体験

2) ボランティアによる活動

「厚木市森林づくりボランティア協会」では、七沢森林公園、南沢林道、飯山を対象としてハイキングコースの整備やナラ枯れ対策などの活動を、市民主体のボランティアで行っています。

市内にはこの他にも複数の市民主体のボランティア団体があり、森林整備や里山保全に取り組んでいます。



七沢森林公園内遊歩道整備

表 8 市民参加の実績値

活動項目		実績値			
		R4	R5	R6	R7
森林づくり体験教室	実施回数	1	2	1	2
	延べ参加人数	32	64	48	55
ボランティアによる活動	実施回数	10	12	11	12
	延べ参加人数	92	92	103	89

3) 企業参加

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社は、「厚木市元気な森づくりに関する協定」を厚木市及び厚木市森林組合と締結し、市内の森林整備へ支援を行っています。また、同社社員や市民が森林保全の大切さを学ぶための機会として、「コカ・コーラ「森に学ぼう」プロジェクト in 神奈川あつぎ」を、令和5年度と令和6年度に1回ずつ開催しました。

また、令和8年度からは新たに明治ホールディングス株式会社と森林づくり協定を締結し、本市と愛川町にまたがる鳶尾山周辺の保全活動を進めていくこととしています。



左：「コカ・コーラ「森に学ぼう」プロジェクト in 神奈川あつぎ」による植林体験

右：明治ホールディングス株式会社との森林づくり協定の締結



課題

本市では、市民に対する森林とのふれあいの機会や学習機会の提供にあたり、森林組合や企業との連携により進めてきました。また、里山整備においてはボランティアが主体になって進められています。担い手不足の観点から、こうした様々な主体との連携をさらに強化し、活用していくことや、こうした活動に対して公的資金に限らず民間資金を活用していくことが、今後の課題です。

(8) 森林情報のデータ整備

森林資源の適切な管理と効果的な森林施策を推進するためには、森林の現況に加え、施業履歴や事業実績を含めた森林情報を一体的に管理することが不可欠です。

神奈川県では航空レーザ計測による森林資源解析データがオープンデータ化されています。一方で、伐採、造林、伐等の施業履歴や森林経営管理制度に関する情報、各種事業の実施実績が分散して管理されており、森林情報を総合的に活用できる環境が十分に整っていない状況のため、今後、活用をする上で一元化が不可欠です。



課題

限られた財源を効果的に活用し、より戦略的な森林行政を推進していくためには、既に整備されている森林資源情報を核として、施業履歴や事業実績等の関連データを統合的に管理するとともに、県とのデータ連携を見据えた管理体系の構築を進めることが重要な課題です。

第3章 森林・林業をめぐる市の現状と課題

3-1 森林整備に係る現状と課題

本市の森林では、県の水源施策を中心とした民有林の整備が進められてきました。その多くは中山間地域の人工林であり、県の補助や公的管理によるものがほとんどでした。しかし、令和9年度に公表される新たな県の水源施策では、これまで公的管理されてきた森林が所有者に返還されることとなります。そのような「返還林」の管理については、多主体による継続的管理の仕組みを構築する方針が、県から示されています。

また、広葉樹を中心とした二次林の多い里山については、手入れ不足による藪化や竹林化、倒木などの危険木のほか、人里への鳥獣の出没や、鳥獣による農業被害などの影響も顕在化しています。

そのため、これまで整備してきた森林を適切に維持・更新し、その機能を将来にわたり持続的に発揮していくことや、手入れ不足で荒廃が進行する里山を中心とした森林の再生も、重要課題となっています。

3-2 環境を視点とした森林について

社会情勢や環境が急速に変化する中で、相模川流域の森林は、異常気象による洪水や山地災害の増大、生物多様性の喪失といった環境面のリスクを抱えています。そのため、県が示す森林整備方針に沿いながら、本市の森林がもつ公益的機能を最大限に発揮していくことがこれまで以上に求められています。

本市では、県の水源施策を通して進めてきた森林整備に加え、環境リスクの事前防止対策を実行していくためには、安定した森林整備体制を確保する必要があります。そのため、森林の適切な循環利用や予防保全対策を通じて、CO₂吸収源等の森林の経済的・社会的な価値を向上させることが重要な課題となっています。

3-3 森林との接点づくりについて

私たちの生活に近い里山林では、手入れ不足による藪化や竹林化によって、人里への鳥獣の出没や農業被害等の影響が顕在化しています。さらに、倒木等の被害も増加しています。このような暮らしに直結する被害を防止し、市民の皆様の安全を確保するため、多様な主体による里山の管理を実現することが重要な課題となっています。

そこで、本市では、市民の皆様の森林環境保全に対する意識を醸成するため、市産材の活用により豊かな自然を身近に感じる機会創出を進めてきました。しかし、市民等による木材利用を促進するためには、木材流通をより円滑にしていく必要があります。さらに、市民参加型の森林づくり体験教室等に加え、森林ボランティア活動を推進する等、市内外を問わず、多くの方に木育及び森林環境教育等の機会を広げていく必要もあります。

第4章 目指す森林・林業の姿

4-1 基本理念

豊かな水と森林の恵みを未来へつなぐ

水源涵養機能をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮し、豊かな水と安心して暮らせる地域環境を次世代へ継承します。

4-2 森林の整備区域の考え方

これまでの森林整備の状況や新たな県の水源施策等を踏まえ、現状および森林が抱える課題を考慮して、市として森林整備および保全に取り組むべき森林の整備区域を設定します。

設定にあたり、かながわ森林再生 50 周年構想における森林ゾーンの考え方を参照し、中山間地域を中心とした水源涵養機能保全としての環境林や、木材の生産機能の維持増進を図る資源循環林、里山地域における身近な里山林として森林を区分しました。

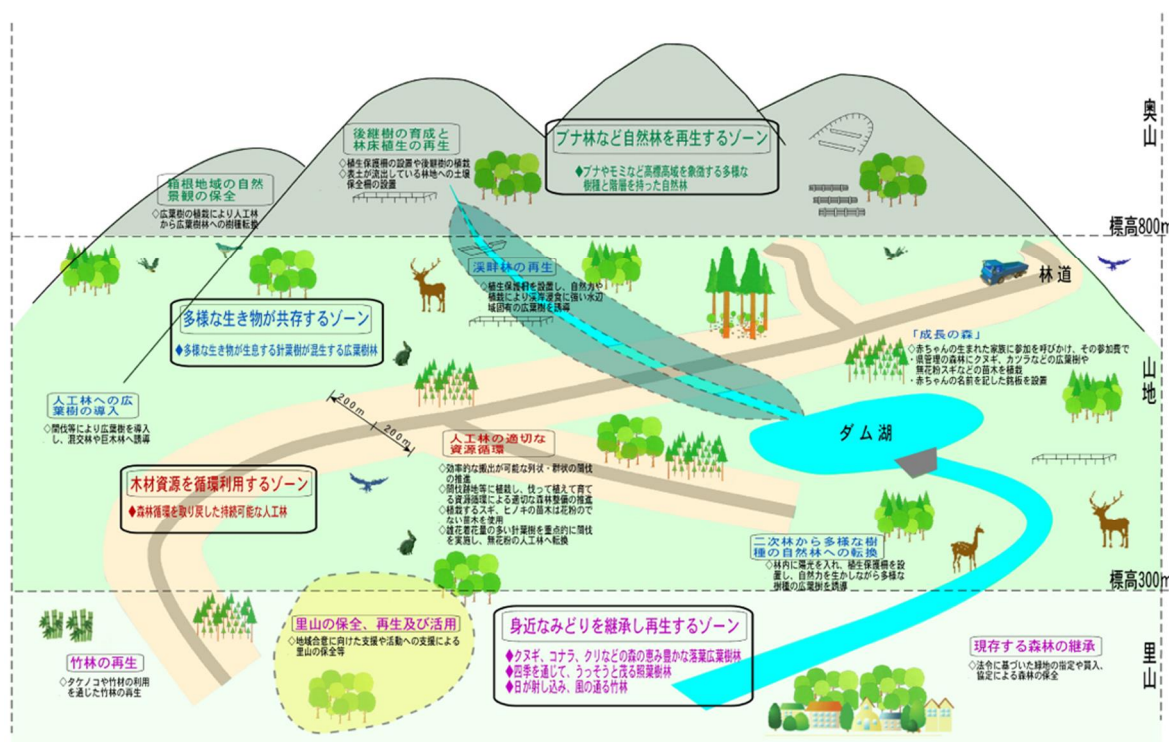


図 12 かながわ森林再生 50 周年構想における森林ゾーンごとの目指す姿

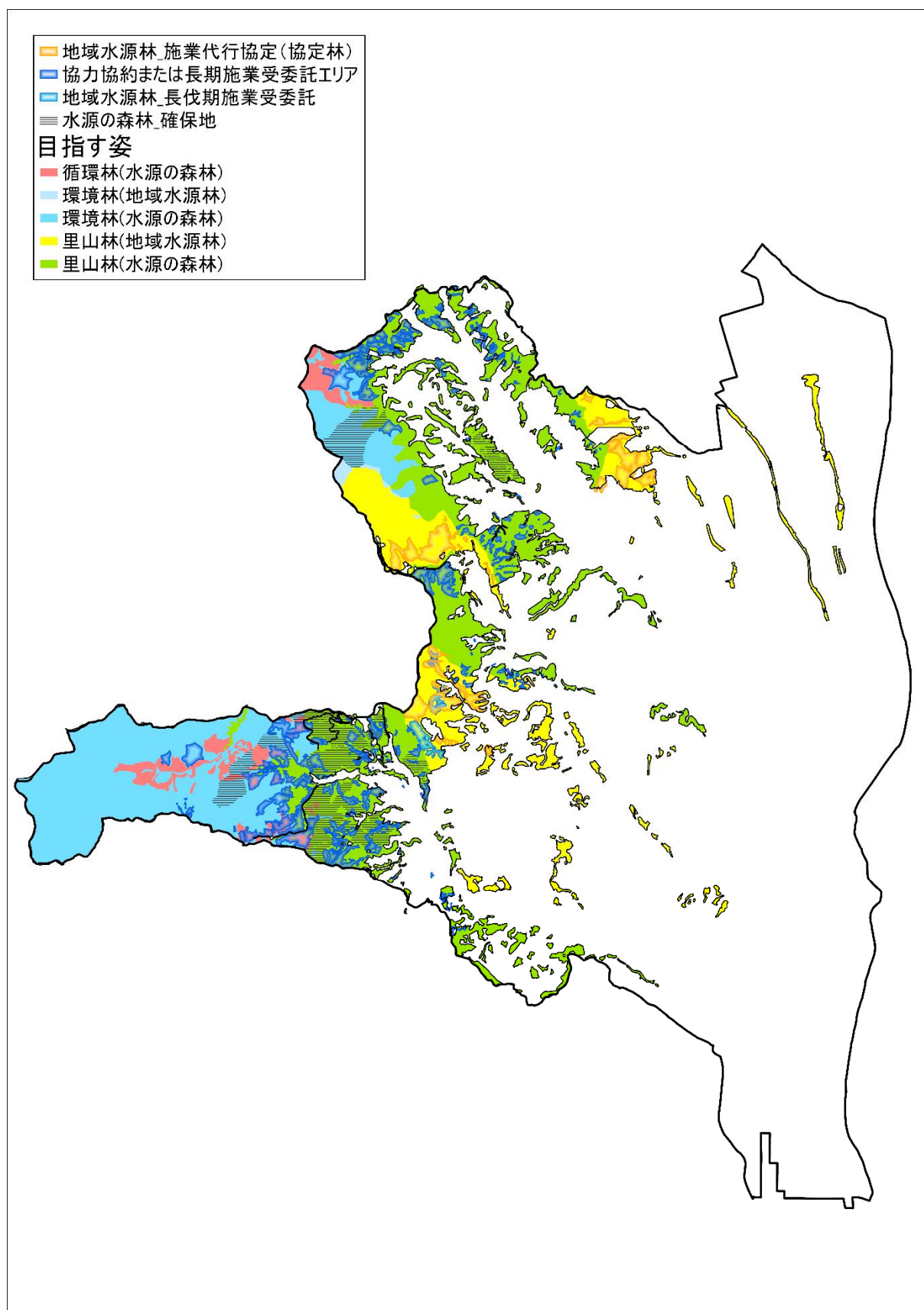


図 13 本市における森林の整備区域の考え方

4-3 森づくりの基本方針

(1) 共通方針：持続可能な財源の確保

本市の森林を将来に受け継いでいくために、森づくりを支える財源として、既往の財源に加えて、森林の新しい価値の創出を図ることで、持続的な森林管理を実現します。

(2) 森林の将来像を見据えた再生と更新の森づくり

森林を適切に育て、利用し、再び育てる資源循環を確立するとともに、水源涵養機能の維持・向上を図り、森林の利用と保全が調和した森づくりを推進します。

(3) 暮らし・安全・利用と一体となった森づくり

市民の暮らしに近い里山の整備や、森林公園の活用、ハイキングコースの適切な管理など、森林空間の利活用と安全・安心な森づくりを市民、企業とともに推進します。

(4) 環境変化に対応できる森づくり

市民生活を支える良質な水を育む水源涵養機能をはじめ、土砂災害防止機能や生物多様性保全機能など、森林が有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できる森づくりを進めます。

(5) 森林や木材とのふれあいを通じた森づくり

森林をフィールドとした森林環境教育の機会の充実を図るとともに、木材利用を通じた木育を推進し、子どもたちや市内外の方々が森林や木材に親しみ、その価値や役割への理解を深めるための取り組みを推進します。

第5章 基本施策

5-1 施策の体系

継続的な森林の保全や、森林の利用・活用の視点から、重点施策に位置づけた取組については、計画の達成目標や指標を示し、進行管理を行います。

基本方針	施策の方向性	基本施策
共通方針	持続可能な財源の確保	1) 特定財源の確保 2) 森林の新たな価値の創出
基本方針	施策の方向性	基本施策
基本方針Ⅰ 森林の将来像を見据えた再生と更新の森づくり	森林管理の効率的な推進	1) 整備後の返還林等の水源涵養機能の維持 2) 森林経営管理制度等の活用
	森林の再生や転換と循環利用の計画的実施	3) 適切な林相への植替え等の推進 4) 木材利用の促進
	持続可能な林業経営の実現	5) 施業合理化の推進 6) 担い手確保の支援
基本方針	施策の方向性	基本施策
基本方針Ⅱ 暮らし・安全・利用と一体となった森づくり(主に里山林)	市民の暮らしの安全、地域景観、生態系の維持	1) 里山景観の維持回復 2) 林内の安全性向上
	多様な主体との協働による森林整備	3) 市民等の参加の推進 4) 企業の参加の推進
基本方針	施策の方向性	基本施策
基本方針Ⅲ 環境変化に対応できる森づくり	多面的機能の発揮	1) 良好な水源環境の維持向上 2) 生態系の保全
	災害の未然防止と災害復旧を見据えた森林管理	3) 土壌保全対策の推進 4) 災害の事前防止対策および復旧対策の強化
基本方針	施策の方向性	基本施策
基本方針Ⅳ 森林や木材とのふれあいを通じた森づくり	環境教育の推進	1) 環境教育、木育の推進
		2) 情報発信の強化

5-2 方針ごとの基本施策

(1) 共通方針：持続可能な財源の確保

1) 特定財源の確保

森林の公益的機能を将来にわたり維持・発揮していくため、森林環境譲与税や水源環境保全税をはじめとする既存制度を最大限活用するとともに、森林整備の目的や区域に応じた適切な財源配分を進めます。また、企業版ふるさと納税、民間助成金、企業協働による資金提供など多様な財源の確保に取り組み、森林整備・木材利用・環境教育・市民参加活動を支える持続可能な財政基盤の構築を図ります。

2) 森林の新たな価値の創出

森林が有する水源涵養機能や二酸化炭素吸収機能、生物多様性保全機能などの多面的な価値を活用し、持続的な森林管理を支える新たな財源の確保を図ります。J-クレジット制度や企業との連携等を活用しながら、森林の環境価値の見える化を進めるとともに、市民や企業が森林保全活動に参画しやすい仕組みづくりを推進します。

- ・市有林における J-クレジットの発行および販売促進：脱炭素社会の実現に向けた森林の二酸化炭素吸収源としての情報提供
- ・市内森林の生物多様性の評価（県による評価）
- ・市内森林の貯留機能の簡易評価（県によるモニタリング）

(2) 基本方針Ⅰ：森林の将来像を見据えた再生と更新の森づくり

森林を適切に育て、利用し、再び育てる資源循環を進めるとともに、水源涵養機能の維持・向上を図り、森林の利用と保全が調和した森づくりを推進します。

<施策の方向性 1-1> 森林管理の効率的な推進

1) 整備後の返還林等の水源涵養機能の維持

神奈川県の水源の森林づくり事業によって整備され、契約期間満了後に森林所有者へ返還される森林について、県による現地調査や、巡視の状況等を踏まえ、所有者による適切な管理を支援しながら、水源涵養機能をはじめとする公益的機能の維持・向上を図ります。

- ・災害危険度、施業履歴を加味した優先順位の検討
- ・現地調査、巡視の実施（県事業：整備後に返還した水源林等の機能維持）
- ・（木材生産がみこめる森林）森林組合調整による経営計画編入
- ・（経済性が低い森林）整備等の検討

2) 森林経営管理制度等の活用

県内においては、水源環境保全税による施策が充実しており、この施策を活用して効果的に森林の整備保全を進めているところです。一方で、この施策の対象地となっていない森林についても、施業の必要性が高く、一定のまとまりを持った森林等については、森林経営管理制度の活用も視野に入れ、所有者の意向等を確認しながら森林整備を検討します。

- ・集約化の検討
- ・意向調査の実施、境界明確化
- ・所有者探索
- ・経営管理権集積計画の策定と施業実施

<施策の方向性 1-2> 森林の再生や転換と循環利用の計画的実施

3) 適切な林相への植替え等の推進

森林の公益的機能を最大限に発揮させるため、第4章で示す森林整備区分の考え方に基づき、循環林を中心とした広葉樹への植替えを進めるとともに、二次林については自然力を活かした多様な広葉樹林への誘導を図ります。

森林の立地条件や将来担うべき機能に応じて、木材生産を担う循環林と公益的機能を重視する環境林への適切な誘導を図ります。利用期を迎えた人工林では主伐・再造林による資源循環を推進するとともに、急傾斜地や高標高域など木材生産に適さない森林では針広混交林化を進めます。また、花粉症対策苗木の導入や多様な樹種構成への転換を図り、水源涵養機能や土壌保全機能、生物多様性保全機能などの持続的な発揮につなげます。

- ・多様な林齢構成となる循環林整備（森林環境譲与税、水源環境保全税）
- ・花粉症対策苗木への植え替え（主に県事業）

4) 木材利用の促進

森林資源の循環利用を推進するため、市産材及び県産材の利用拡大を図ります。公共施設や民間施設など等における木造化・木質化をはじめ、木育活動や木製品の普及を進めることで、市民が木材利用の意義を身近に感じられる機会を創出します。また、森林整備によって生産される木材の利用促進を通じて、森林の適切な更新と林業経営の安定化につなげます。

- ・公共施設の木質化、木造化の推進（森林環境譲与税の活用）
- ・木製品の普及（森林環境譲与税の活用）
- ・厚木市の森林から伐り出された木材の利用（間伐材利用）
- ・「厚木市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づいた取組の推進

<施策の方向性 1-3> 持続可能な林業経営の実現

5) 施業合理化の推進

ICT を活用したスマート林業普及のほか、林業機械の購入やレンタル利用を促進し、森林施業の効率化とコスト縮減を図ります。また、県の支援制度や研修事業を活用しながら、森林整備を担う人材や新規参入事業者を含む多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な森林管理体制の構築を目指します。

- ・ ICT 活用の支援（森林環境譲与税）
- ・ 高性能林業機械導入支援（森林環境譲与税：継続事業）
- ・ 林道の補修および改良の推進（森林環境譲与税）

6) 担い手確保の支援

森林整備を将来にわたり継続していくため、林業の担い手確保と育成を推進します。かながわ森林塾等と連携しながら新規就業者の確保を図るとともに、若い世代や市民に向けて林業の魅力発信を行います。また、森林組合や関係機関との連携を強化し、地域の森林管理を支える人材の育成に取り組みます。

- ・ 国における「緑の雇用」担い手確保支援事業の活用
- ・ 新規就労者向けかながわ森林塾（県事業）
- ・ 市内高校、大学、ハローワーク他における広報

(3) 基本方針Ⅱ：暮らし・安全・利用と一体となった森づくり

市民の暮らしに近い里山の整備や森林公園の活用、ハイキングコースの適切な管理等、森林空間の利活用と安全・安心な森林づくりを市民、企業と共に推進します。

<施策の方向性 2-1> 市民の暮らしの安全、地域景観、生態系の維持

1) 里山景観の維持回復

集落周辺の森林では、森林の高齢化や管理不足による藪化等の進行により、里山の景観が損なわれていることや、鳥獣が市街地や農地へ出没しやすい環境も生じています。このため、森林と生活空間の境界部において緩衝帯の整備を進め、人と鳥獣の適切な距離を確保するとともに、地域住民が安全・安心に暮らせる環境と里山景観の形成を図ります。

- ・ 里山整備（緩衝帯整備、竹林整備等（市事業））

2) 林内の安全性向上

二次林のナラ枯れ被害を中心とした枯損木や、大径木化や高齢木等の増加による倒木リスクの高まりが懸念されています。このため、被害木の処理や被害拡大防止対策を進めるとともに、森林の健全性の維持・回復を図り、安全で良好な森林環境の保全を推進します。

- ・ 林道沿いの危険木の分布調査
- ・ 民有林における危険木の伐採の推進（ナラ枯れ被害対策事業補助金）
- ・ ハイキングコースのナラ枯れ伐採（森林環境譲与税）
- ・ ハイキングコース沿いの整備

<施策の方向性 2-2> 多様な主体との協働による森林整備

3) 市民等の参加の推進

森林ボランティア活動の支援や育成を通じて、市民等が森林保全活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、観光分野と連携した森林関連施設の PR や利活用促進を図るとともに、子どもたちへの環境学習や森林体験の機会を充実させ、森林を身近に感じ、支える人づくりを推進します。

- ・ 森林ボランティア育成（県施策、）
- ・ 厚木市森林づくりボランティア協会の活動支援
- ・ 市民参加の森林づくり活動等への支援
- ・ 都市部住民との交流事業の実施（里山体験）
- ・ 市民主体事業の推進（市民、NPO の主体的な活動への支援）
- ・ PR 活動

4) 企業の参加の推進

企業との協働による森林整備や環境保全活動を推進し、多様な主体による森林管理体制の構築を図ります。企業の社会貢献活動や生物多様性保全、脱炭素経営などの取組と連携しながら、新たな森林づくり協定の締結や活動フィールドの提供を進めます。また、CSR 活動等の社会的要請を踏まえ、企業が森林保全活動へ参画しやすい環境づくりを推進します。

- ・ 企業活動向け森林候補地準備
- ・ CSR の普及
- ・ 企業向けの視察会の開催

(4) 基本方針Ⅲ：環境変化に対応できる森づくり

市民生活を支える良質な水を育む水源涵養機能をはじめ、地球環境保全機能（二酸化炭素吸収）、土砂災害防止機能や生物多様性保全機能など、森林が有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できる森づくりを進めます。

<施策の方向性 3-1> 多面的機能の発揮

1) 良好な水源環境の維持向上

将来にわたり水源環境を良好な状態で維持・管理していくためには、土壌保全対策を推進し、林床の保水性の向上など、水源環境の保全・再生を目的とした県の水源の森林づくり事業を継続的に進め、針広混交林などの目標林型の形成に向けた森林整備を推進します。

- ・環境林の状態把握と水源涵養機能の評価（県によるモニタリング）
- ・県の水源施策の推進や周知
- ・地域水源林における間伐等の森林整備推進

2) 地域生態系の保全

木材生産林や里山林の整備を適切に行い、関係課とも連携し、30by30（2030年までに自然を守る区域を陸と海の30%以上にする目標）の達成に向け、動植物の生息環境となる生態系保全のため、針広混交林化を図るとともに、地理条件等に恵まれた場所では、複層林化なども検討します。また、本市における環境省が推進する自然共生サイト登録地周辺の森林等の保全も推進します。

- ・希少生物の生息域モニタリング（関係課）
- ・自然共生サイト登録の推進

<施策の方向性 3-2> 災害の未然防止と災害復旧を見据えた森林管理

3) 土壌保全対策の推進

森林の持つ各種公益的機能は階層構造として、土壌保全が生物多様性保全機能や水源涵養機能等の基礎となっております。そのため、気候変動に伴う豪雨の頻発化やシカの食害による下層植生の衰退に対応するため、森林土壌の保全対策を図ります。シカ対策や植生回復、柵工や伏工など土砂流出防止施設の整備等を進めることで、水源涵養機能の基盤となる森林土壌の保全を図ります。また、被災箇所については早期の応急復旧等を行い、必要に応じた治山工事等、災害に強い森林づくりを県と共に目指します。

- ・返還林の巡視（県・必要に応じた）
- ・シカ対策（県による丹沢大山の保全・再生対策）
- ・土砂災害被災地における迅速な山腹工の設置（市の応急復旧、県の治山対策）

4) 災害の事前防止対策および復旧対策の強化

自然災害による被災箇所の早期復旧、森林火災への予防等、関連機関とも連携し、水源保全地域の森林に求められる新たな課題やニーズにも取り組み、水源保全地域全体の森林が適切に整備・管理されることで、市民の安全を確保しながら水源かん養等の公益的機能の持続的な発揮につなげていきます。

- ・災害後のモニタリング、連絡体制の構築
- ・環境林における巡視・土壌保全対策の実施（県事業）

(5) 基本方針Ⅳ：森林や木材とのふれあいを通じた森づくり

<施策の方向性 4-1> 環境教育の推進

1) 環境教育、木育の推進

森林や木材に対する理解の促進と環境保全意識の醸成を図るため、森林資源を活用した学習・体験機会の充実に取り組みます。また、木のぬくもりや魅力に触れる機会の創出を通じて、幅広い世代における木育の推進と持続可能な森林づくりへの理解の向上を図ります。

- ・ かながわ木造・木育アドバイザー制度の活用
- ・ 森づくり体験教室の開催
- ・ 七沢自然ふれあいセンターの体験プログラムや小中学生の体験学習受け入れ
- ・ 小学校学習机天板交換
- ・ 誕生祝い品（積み木）の提供などの木育
- ・ 木育の導入
- ・ 公共施設の木造・木質化の推進

2) 情報発信の強化

市が2年に一度実施する市民意識調査では、市のイメージとして最も順位が高いものは「自然環境の豊かなまち」となっています。身近にある森林の魅力や、木材利用に対する理解と関心を高めるため、本計画に基づく取組の内容や進捗状況、成果等について積極的な情報発信を行います。また、森林に関するイベントや学習機会、関連施設等の情報を幅広く提供することで、市民の関心や参画意識の向上を図ります。

- ・ HP、SNS 等発信の充実
- ・ 市内イベントや市庁舎、市施設などでの展示広報
- ・ 五感で感じる体験型イベントの導入

5-3 各施策の財源

財源体系を追加（ツリー）し、施策ごと区域ごとに体系整理を行います。

第6章 計画目標と進行管理

6-1 計画目標

めざす森林像（環境林、循環林、里山林）の面積を最終目標として、個別施策の方向性毎に目標値を設定。めざす森林像（環境林、循環林、里山林）の面積を最終目標として、個別施策の方向性毎に目標値を設定。

6-2 計画見直し方針

PDCA サイクルについて今後記載します。

6-3 推進体制および進行管理

実施スキームおよび管理体制について今後記載します。